

【建築確認（検査）台帳記載事項証明願】の  
発行事務手続きが有料となります。

福島県証明事務手数料条例の一部を改正する条例が、平成24年10月19日付けで公布され、平成25年1月1日から施行されることとなりました。

これにより、標記証明書の発行事務手数料として**300円**を徴収することとなります。

※手数料の300円は福島県収入証紙にて納付願います。（福島県収入証紙は県の合同庁舎内の消費組合売店にて購入可能です）

問い合わせ先：会津若松建設事務所 建築住宅課

電話 0242-29-5461